

平成31年 3月 8日

長浜市議会議長 松本長治様

長浜市議会活性化検討委員会
委員長 伊藤喜久雄

議会活性化検討委員会検討結果報告（答申）①

第3期の議会活性化に係る当委員会への諮問内容について、当委員会で検討した結果を報告いたします。

本検討結果及び具体的な対応に基づき、さらに議会活性化を推進されるよう進言いたします。

記

検討課題	答申（今回含むものに○）
1 政策討論の実施（長浜市議会基本条例第14条）	○
2 委員会の録画中継	○
3 通年議会の導入検討	
4 議会事務局の機能向上（長浜市議会基本条例第19条）	
5 審議会など議会選出議員の報告について	
6 積極的な議案提出（長浜市議会基本条例第12条）	

1 政策討論の実施（長浜市議会基本条例第14条）

（1）議会基本条例の検証結果

検証結果	今後の取り組み
ア. 要検討	<ul style="list-style-type: none">・環境づくりをする為に、先進事例を調査、研究する。・課題に応じた議論の場の設置

（2）議会活性化検討委員会の検討結果

議会活性化検討委員会での検討結果
<p>先進他市においては、政策討論会の開催により、市民にとって重要な政策及び課題について議論を深め、政策立案及び政策提言へつなげている事例がある。</p> <p>例えば市民との意見交換会等で聴取した意見や、幅広く議員活動等から抽出したテーマ・課題について討論し、積極的により良い政策提案につなげられるよう、当市においては、各常任委員会をこれまで以上に活用し、政策提言の実施に向けた議論を行っていくべきである。</p>
具体的な対応
<p>各常任委員会ごとに、「政策討論会」を開催し、討論テーマに基づく討論を実施する。また、討論会において意見が集約された場合等は、適宜、政策提言や委員会からの議案提出といった措置を講じることを目指す。</p> <p>具体的な手順・内容については、別紙「長浜市議会 政策討論及び政策提言等の実施に関する要領（案）」及び「実施フロー（概要）」のとおり。</p>

2 委員会の録画中継

(1) 議会基本条例の検証結果

検証結果	今後の取り組み

(2) 議会活性化検討委員会の検討結果

議会活性化検討委員会での検討結果
<p>県内他市では、委員会に関するインターネットやケーブルテレビ等による中継（ライブ・録画）及びタブレットやスマートフォンにおける視聴はほとんど行われておらず、本市議会の生中継の実施は先進的な取り組みである。</p> <p>生中継に加え、委員会の録画中継を実施することにより、インターネット環境があれば、市民がいつ何処においても過去の会議内容を閲覧することができるため、本市議会のさらなる情報公開が推進されると考える。</p> <p>ただし、録画中継にあたっては、運営上の負担等の面から、保存年限や映像の編集が困難といった制約がある。</p>
具体的な対応
<p>原則、生中継を行う委員会については、録画中継を行っていくべきである。</p> <p>なお、委員会運営においては、一過性の生中継と異なり、これまで以上に、委員の発言は議題外にわたらず、またその範囲を超えず、かつ委員長は委員会の秩序保持及び議事の整理に努めるなかで、真に自由闊達な議論を尽くす必要がある。</p> <p>こうした状況下、特に、議決といった市民に影響の大きい議論を行う開会中の委員会から、公開を原則に市民が理解しやすい審査に努める観点により、まずは、議案審査を行う各委員会（分科会を含む）の録画中継を実施する等、段階的な録画中継の実施も一案とする。</p>

(案)

○長浜市議会 政策討論及び政策提言等の実施に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長浜市議会基本条例（平成25年長浜市条例第25号）第14条の規定に基づき、議会としてより良い討論、提案等ができるよう政策討論及び政策提言等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議論の場・構成)

第2条 政策討論は、討論テーマにより所管の総務教育、健康福祉及び産業建設の各常任委員会（以下「委員会」という。）において実施する。

2 委員会は、議論の場として、政策討論会（以下「討論会」という。）を開催する。

3 討論会の座長、副座長は、委員長、副委員長がこの任にあたる。

(討論テーマ)

第3条 議員は、討論会で議題にしようとする案件がある場合は、所属委員会の委員長に申し入れるものとする。

2 委員会が討論会で議題にしようとする案件は、おおむね次の結果又は過程から抽出する。

(1) 広報広聴委員会で聴取した市民意見

(2) 議員活動・会派活動で把握した市民意見

(3) 所管事務調査の結果又は過程

(4) 決算審査時等に意見附帯した事業・施策

(5) 市民からの請願審査内容

(6) 閉会中の常任委員会へ協議のあった案件や政策案

(討論会)

第4条 討論会は、座長が招集し、これを主宰する。

2 座長に事故があるときは、副座長がその職務を行う。

3 議題の提出者は、適宜資料等を準備し、討論会において議題の説明、提案等を行うものとする。

4 議員は、討論会において、議題の提出者からの説明、提案等に対し、意見を出し合い、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得られるよう努めるものとする。

(会議録)

第5条 討論会は、議員の意見交換の場であるため、会議録は作成しない。

(意見集約等)

第6条 委員長は、討論会で意見が集約された場合等、適宜必要な措置を講じることとする。

2 委員会は、討論会の結果により、調査・研究が必要な場合は、議会要請や現地調査による所管事務調査を行うほか、必要により、参考人からの意見聴取や公聴会開催及び専門家からの助言支援等の手続きをとることとする。

(政策提言)

第7条 討論会の結果、委員会が政策提言を実施しようとする場合は、委員長は、議長へ申し入れ、委員会において提言書原案を作成する。

2 議長は、提言内容を全員協議会で確認し、合意の得られた政策提言を市長へ提出するほか、必要に応じその他の関係機関に送付等を行う。

3 政策提言のほか、委員会は必要に応じ、政策、条例、意見書等の議案を提出することにより政策立案、政策提案に努めるものとする。

4 政策提言を行った後、委員会は、提言内容の当初予算等への反映について評価し、議長へ報告する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会に関しては、委員会条例の定めるところによる。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

■政策討論及び政策提言等の実施フロー〔概要〕

1. テーマ抽出

- 広報広聴委員会で聴取した市民意見
- 議員活動・会派活動で把握した市民意見
- 所管事務調査の結果又は過程
- 決算審査時等意見附帯した事業・施策
- 市民からの請願審査内容
- 閉会中の常任委員会へ協議のあった案件や政策案（計画案・条例案策定着手時）

2. テーマ選定

- 各常任委員会において討論テーマを選定

3. 政策討論

- 各常任委員会ごとに議論の場を設ける

『政策討論会』

例) 委員会の開会前／閉会後に
テーマに基づく討論を実施

委員会は、討論会で意見が集約された場合等、適宜必要な措置を講じる

4. 必要に応じ調査・研究

- 必要に応じ議会要請による所管事務調査
- 必要に応じ現地調査による所管事務調査
- 必要に応じ参考人を招致し所管事務調査
- 必要に応じ公聴会の開催
- 必要に応じ専門家へ照会、助言を得る

5. 提言

- 各常任委員長から議長へ申し出、各委員会で提言書（案）を作成する
- 議長は提言内容を全員協議会で確認する
- 議長は市長へ提言を行うほか、必要により関係機関へ送付する
- 提言内容の当初予算等への反映について評価する

6. 議案提出

- 条例案等、
委員会提出議案の提出

政策討論

政策形成



H31. 3. 8 正副委員長から正副議長への答申実施